

高齢者を守る

**お助けかわらばん**



埼玉県からのお知らせです。

**こんな悪質商法にご注意!!**

**送り付け**で届いた品物は  
直ちに**処分可能**に!!

ピンポン

宅配便です

おじいさんが頼んだのかな



魚!?

頼んでないぞ

☎188に相談しましょうか

どれどれ...



不安だわ...

☎188に電話すると——

送りつけられた品物は  
すぐに処分できる  
ようになりました!

なる  
ほど!!

消費生活相談員



さらに—

費用を請求されても  
支払う義務は  
生じません!!

相談して  
よかった~!

消費生活相談員

すぐに処分して！

**注意!** 本当に大丈夫!?

**重要!**

- 1** 身に覚えのない品物は**受け取らない!**
- 2** 法改正により送り付けられた品物は**すぐに処分可能**に!
- 3** 誤って支払ってしまったも**返還請求が可能!**

おかしいな？ 不安だな？  
と思ったら **すぐに相談!!**



消費者庁 消費者ホットライン  
188イメージキャラクター  
「イヤヤン」

消費者  
ホットライン

い や や!  
**TEL 188**

**最寄りの相談窓口につながります!**



埼玉県マスコット  
「さいたまっち」



埼玉県マスコット  
「コバトン」

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。